

滋賀県立総合病院における公的研究費取扱要綱
第3条第2項に掲げる基本方針について

平成28年4月1日
最高管理責任者決定
(平成30年1月1日改正)

滋賀県立総合病院における公的研究費取扱要綱第3条第2項に掲げる不正防止対策の基本方針については、以下のとおりとする。

- 1 不正防止対策にあたって、職員の取るべき行動を明確にする。
- 2 不正使用防止対策に関する責任体系を明確にする。
- 3 不正防止対策にあたって、事務処理に関する職務権限やルールを明確化するとともに、不正防止対策に関する職員の意識向上を図り、不正防止対策に向けた環境・体制の整備を行う。
- 4 不正防止対策の実態を把握し、検証する体制を示す。
- 5 不正使用が判明した場合に、当該者に厳正な措置について所管部局と協議するとともに、不正使用を行った要因を把握し、再発防止へ向けた対策を講じる。